

律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十八条第一項の規定に基き任命されている校長（定期制の課程のほかに通常の課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。）又は定期制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師（以下「附則第二項に規定する定期制課程の校長等」という。）は、別に辞令を發せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現受ける給料の額をもつて、当該定期制高等学校の校長又は定期制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師（以下「定期制課程の校長等」という。）となつたものとする。

この法律の施行の際現に当該指定都市の設置する定期制高等学校の附則第二項に規定する定期制課程の校長等としての在職期間に通算するべきものを含む。」をこの法律の施行の日以後の当該指定都市の設置する定期制高等学校の定期制課程の校長等としての在職期間に通算するべき措置を講ずるものとする。

指定都市は、この法律の施行の際現に当該指定期制課程の校長等としての在職期間に通算する定期制課程の校長等である者が、引き続き当該定期制高等学校の定期制課程の校長等となつた場合には、政令で定めるとこ

ろにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受けた職員（以下「都道府県職員」とい

う。）又は恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員若しくは同法同

条に規定する公務員とみなされる者としてのこ

の法律の施行の日前の在職期間を当該指定都市

の退職年金条例の規定による退職年金及び退職

一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措

置を講ずるものとする。

前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続

き当該指定都市を包括する都道府県の都道府県

職員となつた場合においては、当該都道府県

は、政令の定めるところにより、その者の指定

都市の退職年金条例の適用を受ける職員（以下

「指定都市職員」という。）としてのこの法律の

施行の日以後の引き続き在職期間を当該都道府

県の退職年金条例の規定による退職年金及び退

職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する

措置を講ずるものとする。

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行

する。

附 則（昭和三八年一二月二一日法律第一

八号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和三九年四月一日から施行

する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一

三号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和三九年七月二日から施行

する。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二十七年七月一五日法律第五
六号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く)及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定

の日

**附 則 (平成二十九年五月一七日法律第二
九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則 (令和二年三月三一日法律第一一
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和三年六月一一日法律第六三
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則 (令和五年五月八日法律第一九
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則 (令和五年一一月二四日法律第七
三号) 抄**

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中一般職の職員の給与に関する法律(以下この条及び附則第三条において「給与法」という。)第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二

の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間に関する法律(次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。)第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定

令和六年四月一日